

ばならない。

- (4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (5) 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業者は、この委託費に係る支出明細書を別紙様式3により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は平成22年7月9日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。
- (7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式4により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### （申請手続）

- 7 この委託費の交付の申請は、別紙様式1による申請書を平成21年6月30日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### （変更申請手続）

- 8 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成22年1月29日までに行うものとする。

#### （交付決定までの標準的期間）

- 9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

- 10 この委託費の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)又は平成22年4月9日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(委託費の返還)

- 11 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 12 特別の事情により4、7、8及び10に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

別紙様式 1

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

社団法人 日本医師会  
会 長 会 長 名 印

平成 2 1 年度女性医師支援センター事業委託費の交付申請について

標記について、次のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 委託費申請額 金 円也
- 2 平成 2 1 年度女性医師支援センター事業所要額調書  
(別紙様式 1 - (1) のとおり)
- 3 平成 2 1 年度女性医師支援センター事業事業計画書  
(別紙様式 1 - (2) のとおり)
- 4 添付書類
  - (1) 当該年度収支予算書抄本
  - (2) その他参考となる資料

平成21年度女性医師支援センター事業所要額調書

1 女性医師支援センター事業所要額

区分	総事業費	寄附金その他の収入額	差引額	対象経費の支出予定額	基準額	選定額	委託費所要額
	A	B	(A-B)	D	E	D、Eのいずれか少ない方の額 F	C、Fのいずれか少ない方の額 G
	円	円	円	円	円	円	円
女性医師バンク事業							
再就業講習会事業							
計							

2 対象経費の支出予定額明細書

(1) 女性医師バンク事業

区分	支出予定額	算出内訳
賃金	円	
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
雑役務費		
借料及び損料		
委託料		
計		

(2) 再就業講習会事業

区 分	支 出 予 定 額	算 出 内 訳
賃金	円	
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
借料及び損料		
計		

## 平成21年度女性医師支援センター事業事業計画書

### 1 女性医師バンク事業経費

#### (1) 女性医師バンク運営拠点

区分	住所	コンサルタント人員
東日本		人
西日本		

#### (2) システム運用

ア. 期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

イ. 内容

コンテンツ名	内容

2 再就業講習会事業経費

講習場所、期間及び人員等

講習場所		講習期間	講習日数	講習人員	講習内容及び時間
施設名	所在地				
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日	人	
合計	カ所				

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

社団法人 日本医師会  
会長 会長名 印

平成 21 年度女性医師支援センター事業委託費の実績報告について

標記について、次のとおり関係書類を添えて報告する。

- 1 委託費精算額 金 円也
- 2 平成 21 年度女性医師支援センター事業所要額精算書  
(別紙様式 2 - (1) のとおり)
- 3 平成 21 年度女性医師支援センター事業実績報告書  
(別紙様式 2 - (2) のとおり)
- 4 添付書類
  - (1) 当該年度収支決算書 (または見込書) 抄本
  - (2) その他参考となる資料



平成21年度女性医師支援センター事業所要額精算書

1 女性医師支援センター事業精算額

区分	総事業費 A 円	寄附金 その他の 収入額 B 円	差引額 (A-B) C 円	対象経費 の支出 済額 D 円	基準額 E 円	選定額 D、Eの いずれか 少ない方 F 円	委託費 所要額 C、Fの いずれか 少ない方 G 円	交付 決定額 H 円	委託費 受入額 I 円	差引過 △不足 額 (I-G) J 円
女性医師 バンク事 業										
再就業講 習会事業										
計										

2 対象経費の支出済額支出内訳

(1) 女性医師バンク事業

区分	支出済額 円	支出内訳
賃金		
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
雑役務費		
借料及び損料		
委託料		
計		

(2) 再就業講習会事業

区 分	支 出 済 額	支 出 内 訳
貸金	円	
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
図書購入費		
会議費		
通信運搬費		
借料及び損料		
計		

## 平成 2 1 年度女性医師支援センター事業実績報告書

### 1 女性医師バンク事業経費

(1) システム運用 期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

コンテンツ名	利用実績			
	就業相談件数			件
	東日本	件	西日本	件
	就業支援件数			件
	東日本	件	西日本	件
	就業人数			人
	東日本	人	西日本	人

### (2) 就業実績

年齢	就業日	就業先	雇用形態
合計	人		

(注) 「雇用形態」の欄には、常勤、非常勤の別を記載すること。

2 再就業講習会事業経費

講習場所、期間及び人員等

講習場所		講習期間	講習日数	講習人員	講習内容及び時間
施設名	所在地				
		自 平成 年 月 日 至 平成 年 月 日	日	人	
合計	カ所				

# 平成 2 1 年度補助金等支出明細書

社 団 法 人 日 本 医 師 会

1. 補助金等の名称		
2. 事業の目的及び内容		
(1) 目的		
(2) 具体的な内容		
3. 交付実績額		千円 (A)
4. 補助金等における管理費		
(1) 人件費		千円
(2) 一般管理費		千円
(3) その他の管理費		
内容		金額
		千円
.....		千円
合計		千円
合計		千円
5. 外部への支出		
(1) 外部に再補助・再委託等されているものに関する支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
.....		千円
.....		千円
.....		千円
合計		千円 (B)
(2) (1)以外の支出		
支出内容	支出先	金額
		千円
.....		千円
.....		千円
.....		千円
合計		千円
6. その他		
内容		金額
		千円
.....		千円
合計		千円
7. 再補助・再委託等の割合		% (B/A)

(注) 千円未満の端数は四捨五入すること。

番 号  
平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所  
名 称  
代表者 印

平成 21 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日 第 号により交付決定があった平成 21 年度女性医師支援センター事業委託費について、平成 21 年度女性医師支援センター事業委託費交付要綱 6 の (7) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）第 15 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額

金 円

- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（要国庫補助金等返還相当額）

金 円

（注）別添参考となる書類（2 の金額の積算の内訳等）

## 新人助産師及び新人看護師臨床実践能力向上推進事業委託費交付要綱

### (通則)

- 1 新人助産師及び新人看護師臨床実践能力向上推進事業委託費については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年<sup>厚生省</sup><sub>労働省</sub>令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

- 2 この委託費は新人助産師及び新人看護師に対し、必要な姿勢及び態度並びに知識、技術について十分な指導体制及び研修プログラムに基づく研修を行い、また、新人助産師の現地指導者及び新人看護師の教育担当者に対し、卒後教育の考え方、方法論、教育研修指導としての実践等を系統的に研修させ、助産師及び看護師の資質向上及び医療安全の確保を図ることを目的とする。

### (交付の対象)

- 3 この委託費は、次の事業を交付の対象とする。

#### (1) 新人助産師臨床実践能力向上推進事業

平成17年4月4日医政発第0404001号厚生労働省医政局長通知の別添「新人助産師臨床実践能力向上推進事業実施要綱」に基づいて厚生労働大臣の認める者が行う事業

#### (2) 新人看護師臨床実践能力向上推進事業

平成20年3月31日医政発第0331024号厚生労働省医政局長通知の別紙「新人看護師臨床実践能力向上推進事業実施要綱」に基づいて厚生労働大臣の認める者が行う事業

(交付額の算定方法)

4 この委託費の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める区分ごとに、第2欄に定める事業ごとの基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。

(2) (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の合計額を交付額とする。

1 区 分	2 基 準 額	3 対 象 経 費
新人助産師臨床実践 能力向上推進事業	新人助産師研修 4,324,000円	事業実施に必要な次に掲げる経費 謝金、賃金、旅費、 需用費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）
	実地指導者研修 799,000円	
新人看護師臨床実践 能力向上推進事業	新人看護師研修 7,797,000円	事業実施に必要な次に掲げる経費 謝金、賃金、旅費、 需用費（消耗品費、印刷製本費、通信運搬費）
	教育担当者研修 929,000円	

(交付の条件)

5 この委託費の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の区分間の配分の変更は認めないものとする。

(2) 事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。



- (5) 補助事業者が地方公共団体の場合にあつては、委託費と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式3による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (6) 補助事業者が地方公共団体以外の場合にあつては、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- (7) 補助事業者が国所管の公益法人の場合にあつては、この委託費に係る支出明細書を別紙様式4により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備え付け公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省に報告しなければならない。
- (8) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により委託費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式5により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であつて、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があつた場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

#### （申請手続）

- 6 この委託費の交付の申請は、別紙様式1による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

#### （変更申請手続）

- 7 この委託費の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付

申請等を行う場合には、6に定める申請手続に従い、毎年度1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

8 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(実績報告)

9 この委託費の事業実績報告は、事業完了の日から起算して1か月を経過した日（5の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに別紙様式2による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(委託費の返還)

10 厚生労働大臣は、交付すべき委託費の額を確定した場合において、既にその額を超える委託費が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

11 特別の事情により4、6、7及び9に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。